（生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）

第七条　法第十一条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）

二　廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

三　当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

四　当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

五　当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

六　大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

七　その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

（高度再資源化事業の内容の基準）

第八条　法第十一条第四項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再資源化により得られる再生部品又は再生資源が、利用されると見込まれる製品等に要求される標準的な規格及び市場の状況に照らして、法第十一条第二項第四号に規定する者に対して当該再生部品又は再生資源を安定的に供給することができると認められること。

二　第三条第一号に規定する数量及び法第十一条第二項第四号に規定する者が行い、又は行おうとする事業の属する業種の業態に照らして、法第十一条第二項第四号に規定する指標が適切に算出されたものであり、かつ、当該者に対して再生部品又は再生資源の大部分が供給されると認められること。

三　収集しようとする廃棄物が、通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合には、当該支障を防止するための適切な措置が講じられていること。

四　高度再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合には、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

五　当該申請に係る申請者及び法第十一条第二項第六号に規定する者が実施する高度再資源化事業の一連の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。

六　高度再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

七　高度再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

八　地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものであると認められること。

九　トレーサビリティが確保されるものであると認められること。

十　再資源化により得られる再生部品又は再生資源を我が国の資源循環の促進に資する事業活動を行う者に供給するものであること。

（高度再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準）

第九条　法第十一条第四項第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者の能力に係る基準

イ　高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、船舶、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合には、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

イ　再資源化を実施する廃棄物の種類に応じ、その廃棄物の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　当該施設が廃棄物処理施設（法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設として高度再資源化事業計画に記載するものを除く。）である場合にあっては、当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合には、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（高度再資源化事業計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準）

第十条　法第十一条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設のうち、廃棄物処理法第八条第一項に規定するごみ処理施設をいう。）にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第四条第一項の規定の例によること。

二　産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第十二条及び第十二条の二の規定の例によること。

2　再資源化に必要な行為の用に供する廃棄物処理施設に係る法第十一条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　再生部品又は再生資源が製品の部品又は原材料に求められる規格を満たすための設備又は装置が設けられていること。

二　投入された廃棄物から、効率的に再生部品又は再生資源が得られる構造であること。

三　安定的に再生部品又は再生資源を供給するために必要な措置が講じられていること。

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第十一条　法第十一条第四項第四号ロの環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

（廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準）

第十二条　法第十一条第四項第四号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること。